

県南広域振興局長告示第30号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

令和5年4月1日

県南広域振興局長 小 島 純

- 1 路線名 342号
- 2 供用開始の区間
  - (1) 一関市花泉町涌津字下吉田105番135地先から永井字大沢田190番14地先まで
  - (2) 一関市花泉町永井字大沢田132番2地先内
- 3 供用開始の期日 令和5年4月1日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 県南広域振興局土木部一関土木センター
  - (2) 期間 令和5年4月1日から同年5月1日まで